

第五次愛知県教育振興基本計画（仮称）について

1 愛知県教育振興基本計画の概要

- (1) 策定主体 愛知県・愛知県教育委員会
- (2) 計画の位置づけ
 - ・教育基本法第17条第2項に規定する本県の「教育振興基本計画」
 - ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する本県の「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」

※ 計画の基本的な方針の部分を、「大綱」に位置付ける。
- (3) 計画策定の進め方

計画策定に当たっては、知事主催の「総合教育会議」における協議を踏まえつつ、検討会議を開催して策定を進める。
- (4) これまでの計画

2007～2010年度	愛知の教育に関するアクションプラン
2011～2015年度	愛知の教育に関するアクションプランⅡ
2016～2020年度	愛知の教育ビジョン 2020
2021～2025年度	愛知の教育ビジョン 2025

2 第五次計画の策定期期

2025年12月末（予定）

3 第五次計画の期間

2026年度から2030年度までの5年間

4 第五次計画に統合する計画

「あいち行革プラン 2025」に記載の事務事業の合理化の趣旨を踏まえ、愛知県教育委員会が策定している計画についても見直すこととし、『第五次愛知県教育振興基本計画（仮称）』の策定に合わせ、3つの計画を統合する。

- ・ 愛知県子供読書活動推進計画
- ・ 愛知県生涯学習推進計画
- ・ 愛知県学校教育情報化推進計画

◇「あいち行革プラン 2025」V 個別取組事項（事務事業の合理化 27）

県が策定する計画等の策定数が増加していることを踏まえ、事務の合理化・簡素化を図る観点から、策定当時の経緯や社会経済情勢の変化を踏まえつつ、計画等の「廃止」や「統合」、「簡素化」を図る。

【参 考】

◇「大綱」と「教育振興基本計画」の法律上の位置付け

区分	大 綱	教育振興基本計画
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）	教育基本法（平成18年法律第120号）
策定主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において要協議	地方公共団体
策定方法	国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ策定	
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 ※必須	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 ※努力義務

◇大綱に関する文部科学省の考え方（平成26年7月17日 文部科学省初等中等教育局長 通知）

(1) 定義

- 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。
- 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされているが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じ大綱を策定するものである。
- 大綱の対象期間については、4年から5年程度を想定している。

(2) 教育振興基本計画その他の計画との関係

地方公共団体において、教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。